

佐倉市地域福祉計画推進委員会とは

【名 称】 佐倉市地域福祉計画推進委員会

【目 的】

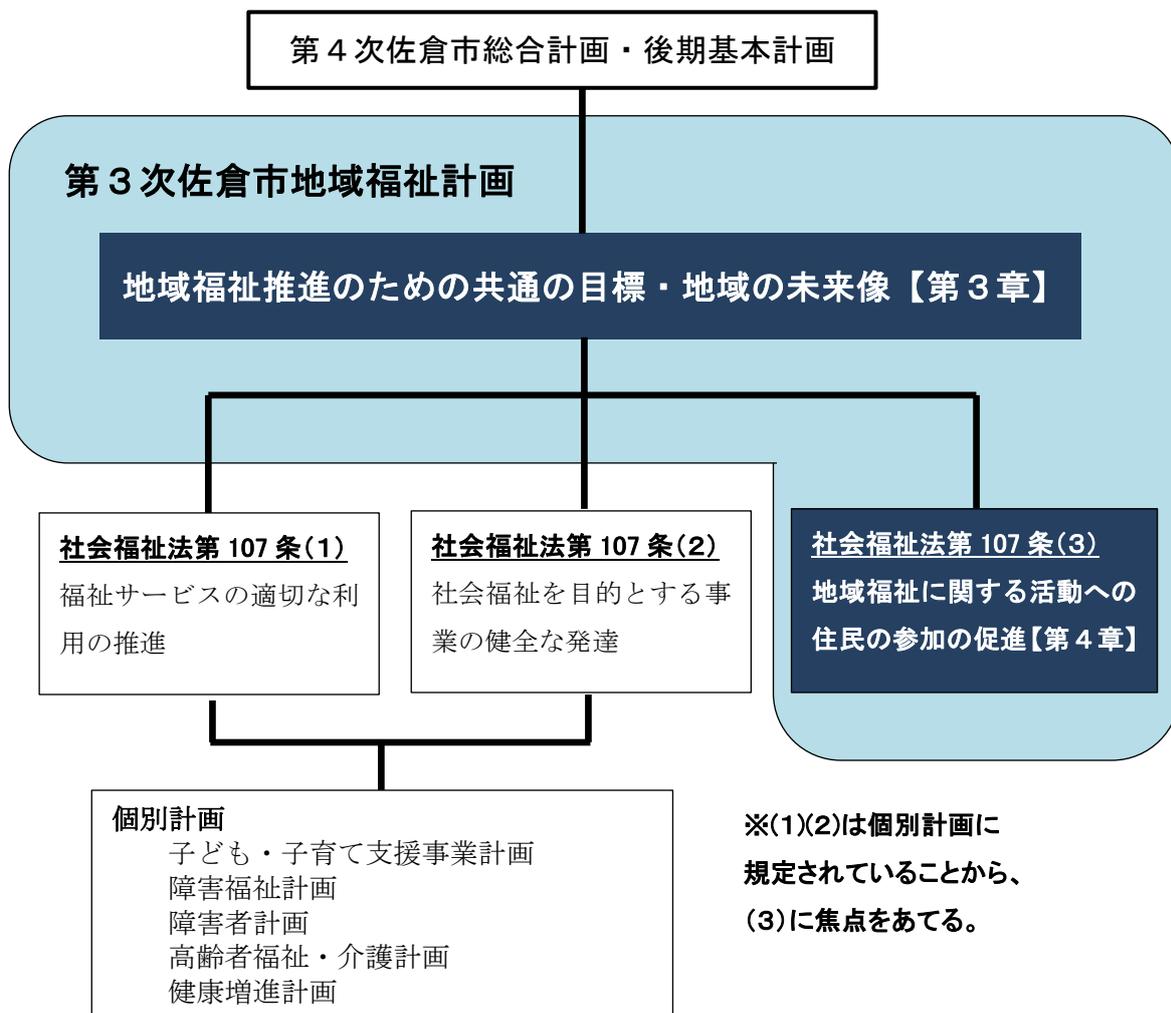
平成 28 年 3 月に策定した第 3 次佐倉市地域福祉計画に基づく施策の推進にあたり、効果的な運用を期するために設置する組織となります。

【第 3 次佐倉市地域福祉計画の位置付け】

第 3 次地域福祉計画は、第 4 次佐倉市総合計画・後期基本計画を上位計画とし、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として策定しています。

第 3 章において、佐倉市における地域福祉推進のための共通の目標となる、目指すべき地域の未来像をビジョンとして提示し、第 4 章において、社会福祉法に規定されている地域福祉を推進するための個別の施策のうち、「(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」に焦点をあてて、その取組みの方向性を定めています。

・第 3 次佐倉市地域福祉計画及び関連する計画



・ 計画期間

	28年度	29年度	30年度	31年度
第4次佐倉市総合計画・後期基本計画				
第3次佐倉市地域福祉計画（佐倉市地域福祉ビジョン）				

【経 過】

本委員会は、平成 21 年 3 月に、佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置されました。これまで、第 1 次及び第 2 次の佐倉市地域福祉計画の進行管理及び評価、次期計画の策定に関する提言等を行っていただき、現在に至っております。

【職 務】（要綱第 2 条）

- （1）佐倉市地域福祉計画の進捗管理及び評価
- （2）地域及び行政の現状の把握
- （3）佐倉市地域福祉計画に関する各種検討
- （4）次期の佐倉市地域福祉計画の策定に関する提言
- （5）その他佐倉市地域福祉計画の推進に必要な事項

【組 織】（要綱第 3 条、第 5 条第 1 項～第 3 項及び第 6 条第 1 項）

1. 9 人以内
2. ①学識経験者②社会福祉事業者③佐倉市社会福祉協議会④ボランティア団体④民生委員・児童委員協議会⑤地域団体⑥公募市民 3 名以内で構成
3. 会長 1 名・副会長 1 名（委員の互選による。）、委員 7 名以内で構成し、会長は会議の議長を務め、副会長は会長補佐及び会長代理。

【任 期】（要綱第 4 条）

平成 28 年 7 月から平成 30 年 3 月 31 日まで。

【会 議】

1 年に 2 ～ 3 回程度開催の予定。

原則会議は公開とします。（※特定の個人及び法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合の取扱いについては、議事（2））

【事務局】（要綱第 10 条）

福祉部社会福祉課